平成２２年（フ）第２５７号
静岡県富士宮市宮北町98番地の１、前住所静岡県富士市鈴川西町15番３号
債務者　高遠　　香
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２９０号
静岡県富士市石坂27番地の22
債務者　秋田谷辰雄
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３０７号
静岡県富士市国久保３丁目２番20号　望月マンション202号、前住所静岡県富士市宮島160番地の１
債務者　関　　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３１８号
静岡県富士宮市大中里119番地の10、前住所愛知県小牧市小木２丁目66番地　船橋アパート202号
債務者　米山　　仁
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第８４２６号
大阪府池田市栄本町２番３号
債務者　岸上　里美（旧姓江原）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４１８号
大阪市淀川区宮原４丁目４番１―1307号
債務者　松本和美こと　高　　和美
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５６６号
大阪市西区千代崎２丁目10番５―501号
債務者　柿澤亜紀子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８０４号
東京都八王子市下柚木３丁目７番地６―101
債務者　菅原　昭利
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８０５号
東京都八王子市鑓水２丁目78番地２―1201
債務者　澤藤裕美子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９１７号
川崎市多摩区菅６丁目10番56―303号、前住所東京都世田谷区北烏山６丁目28番９号　小家山ハイツ205
債務者　小林　友洋
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８７３号
静岡県焼津市大島166番地の８
債務者　鈴木　　宗
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８７４号
静岡県焼津市大島166番地の８
債務者　鈴木　博美
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０１号
静岡市駿河区寿町17番23―11号
債務者　石井　　篤
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０２号
静岡市駿河区馬渕２丁目16番50号　コーポ堀102号、旧住所静岡市駿河区新川１丁目９番５号
債務者　石井奈加子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２６号
北海道帯広市西14条南12丁目１番地21
債務者　田中　博基
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
北海道中川郡幕別町寿町134番地
債務者　神馬寿美子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係